

平成19年3月14日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

エルナー株式会社

代表取締役
社 長 青 野 英 敏

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年3月28日（水曜日）午後5時10分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年3月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目7番地8
新横浜国際ホテル・南館 2階「チャーチル」
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第71期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 資本準備金の額の減少の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第7号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第8号議案 | 取締役および監査役の報酬額改定の件 |
| 第9号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
- 以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.elna.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の経営環境は、原油をはじめとする原材料価格の動向や米国経済減速の懸念がありましたが、中国はじめアジア経済は総じて堅調に推移いたしました。国内景気も設備投資が引き続き拡大し、好調な企業業績を受け雇用環境改善により個人消費も底堅く推移するなど、景気は概ね順調に拡大しました。

当社グループにおきましては、平成17年度にコンデンサ事業の不振により営業赤字となり、3期連続の当期損失を計上したため、競争の激化する電子部品業界で生き残るためには「収益構造の抜本的な改革」が最重要課題でありました。

この課題に対処するため、競争力のある新商品の投入や生産性改善につながる投資を行い、高付加価値商品への集中、不採算商品の見直しを進めると同時に、コスト構造を見直し、スリムで筋肉質な収益体質を構築することを骨子とした中期計画（平成18年1月～平成20年12月）を策定し、平成18年2月17日に発表いたしました。あわせて「財務体質の強化」を図るため、平成18年4月18日に日本産業パートナーズ株式会社が運営するファンドに対し、総額30億円の第三者割当増資を実行しました。また、平成18年5月16日に、株式会社みずほコーポレート銀行および株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとする総額約98億円のシンジケートローンを組成し、中期計画の実行に必要な設備投資資金を確保いたしました。

さらに、当社グループは、収益構造の抜本的な改革を推し進めるため、平成18年3月30日の株主総会を機に経営体制を見直し、中期計画の実現に努力してまいりました。平成18年8月18日には外部コンサルタントの客観的視野に立った検証と助言を得たうえで、中期計画を一部見直し、その実行施策を策定いたしました。

このように新経営体制のもとで、大株主である日本産業パートナーズ株式会社の経営支援ノウハウを最大限活用しながら、販売、生産等事業面での改善のみならず、経営企画・管理部門の充実、執行役員制度の導入等経営管理面でも中期計画の施策を着実に実行してきました。そのような経営努力の結果、業績面では、連結売上高は372億7千3百万円（前期比1.9%増）と前期並みとなりましたが、損益につきましては、コンデ

ンサ事業において大幅に業績が改善したため、プリント回路事業において原材料価格高騰等の影響を受けたものの、連結営業利益8億6千7百万円と前期の連結営業損失3億3千8百万円から大幅に改善しました。また、連結経常利益は増資関連費用の計上などにより3億1千6百万円(前期は連結経常損失4億7千5百万円)となり、特別損失として遊休地および設備の減損損失を計上した一方、特別利益として有価証券の売却益を計上したことにより連結当期純利益は1億8千9百万円(前期は連結当期純損失6億9千2百万円)となりました。

なお、当社は依然として繰越損失を抱える状況のため、配当につきましてはA種優先株式の所定の配当のみ実施し、普通株式につきましては、無配とさせていただきたく、ご了承賜りますようお願い申し上げます。平素の株主の皆様のご支援にお応えできず、誠に申し訳なく存じます。

事業別の状況は次のとおりであります。

コンデンサ事業におきましては、中期計画の実行施策に沿って、生産コストや販売管理費の削減、不採算品の販売縮小等の施策を進めた結果、連結売上高は136億7千4百万円(前期比3.2%増)にとどまったものの下期には連結営業利益の黒字化を果たし、連結営業損失3億1千4百万円(前期は連結営業損失15億2千2百万円)と12億8百万円の大幅な改善を達成することができました。

プリント回路事業におきましては、価格下落や原材料価格高騰等の影響の中で合理化等に努めた結果、連結売上高235億9千8百万円(前期比1.2%増)、連結営業利益11億8千1百万円(前期比2.1%増)とほぼ前期並みの業績を確保いたしました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は26億5千9百万円であり、主なものはコンデンサ製造設備、プリント配線板製造設備などの拡充(コンデンサ事業8億1千6百万円、プリント回路事業18億4千3百万円)であります。

(3) 資金調達の状況

平成18年4月に第三者割当により、普通株式150万株および第一回A種優先株式150万株を発行し、それぞれ15億円ずつ合計30億円の資金を調達しました。

平成18年5月に(株)みずほコーポレート銀行、(株)三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとする合計7金融機関により総額約98億円のシンジケートローンを組成し、89億9千1百万円を調達しました。

(4) 対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、引き続き国内景気の拡大が期待され、海外経済も順調に推移すると見られています。一方で、原材料価格の高止まり、為替の動向、米国経済の減速懸念など不透明な要因もあり予断を許しません。

また、電子機器分野においては、国際的な競争激化による価格競争は一層熾烈さを増し、原材料価格の動向とともに収益環境は引き続き厳しくなっていくものと思われます。

このような環境の中で、当社グループは、コンデンサ事業については、事業構造の徹底的な見直しによる収益改善を図ります。販売商品については、不採算品の販売縮小を進める一方でチップ型アルミ電解コンデンサ、電気二重層コンデンサ、導電性高分子アルミ固体電解コンデンサ等、収益性の高い商品群を積極的に拡販いたします。また、国内の物流体制を再構築するとともに、最適な生産体制、生産配分を実現するための施策を継続的に実施してまいります。

プリント回路事業については、事業基盤のさらなる強化を図るべく、当社の顧客基盤であるコンシューマー分野に加え、産業機器向けおよび車電装向けの技術志向商品の製造・販売比率を増加させることにより、事業成長を図ります。一方で、重点課題商品として位置付けているビルドアップ基板、高多層基板、車電装用基板、超薄板・高ファイン基板の製造・拡販を進めます。

また、当社グループでは業務執行責任の明確化ならびに業務執行における意思決定の迅速化を目的として、平成19年1月より執行役員制度を導入いたしました。従業員の人事制度についても、より業績・貢献度に応じた給与制度の導入を進めてまいります。

以上により、コンデンサ事業についてはコスト構造改革をさらに進め、利益体質への転換を図り、プリント回路事業については顧客基盤拡大への取り組みおよび技術志向を強化した新商品の拡販に努め、株主価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様には、何とぞご理解を賜り、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 68 期 (平成15年) (12月期)	第 69 期 (平成16年) (12月期)	第 70 期 (平成17年) (12月期)	第 71 期 (平成18年) (12月期)
売 上 高	33,303,978	37,315,562	36,565,286	37,273,299
営 業 利 益 営 業 損 失	767,623	772,697	338,635	867,215
経 常 利 益 経 常 損 失	210,503	253,542	475,117	316,049
当 期 純 利 益 当 期 純 損 失	744,788	256,227	692,853	189,652
1株当たり当期純利益 1株当たり当期純損失	27円99銭	9円63銭	26円04銭	5円12銭
総 資 産	28,915,430	28,816,775	30,759,401	35,168,408
純 資 産	3,053,096	2,709,525	2,384,844	6,711,543

(注) 第71期の総資産の増加については上記(3)資金調達の状況で述べたとおりです。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

重要な親会社の状況

該当する事項はありません。

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 持 株 比 率	主 要 な 事 業 内 容
エルナー東北株式会社	千円 450,000	% 100.0	アルミ電解・電気二重層 コンデンサの製造販売、 プリント配線板の製造販売
TANIN ELNA CO., LTD.	千パーツ 350,000	100.0	アルミ電解コンデンサの 製造販売
ELNA ELECTRONICS(S) PTE.LTD.	千シンガポールドル 2,300	100.0	電子部品の販売
ELNA PCB(M) SDN.BHD.	千マレーシアドル 18,240	83.3	プリント配線板の製造販売
ELNA-SONIC SDN.BHD.	千マレーシアドル 21,605	51.0	アルミ電解コンデンサの 製造販売

(注) TANIN ELNA CO., LTD.に対する当社の持株比率には、当社の子会社を通じての間接所有分を含みます。

重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
立揚電子(BVI)有限公司	千ドル 10,000	40.0%	タンタル固体電解コンデンサの製造販売

連結子会社は12社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

(7) 主要な事業内容（平成18年12月31日現在）

部門	営業品目
コンデンサ事業	アルミ電解コンデンサ、タンタル固体電解コンデンサ、電気二重層コンデンサ
プリント回路事業	ビルドアッププリント配線板、多層プリント配線板、両面プリント配線板

(8) 主要な事業所・営業所（平成18年12月31日現在）

当社関係

名称	所在地等
本社	横浜市港北区新横浜三丁目8番11号
事業所	福島県西郷村（コンデンサ技術センター、プリント配線板製造） 滋賀県虎姫町（プリント配線板製造）
営業所	横浜市、東京都八王子市、大阪市、愛知県安城市、福島県いわき市、滋賀県虎姫町

重要な子会社関係

種別	会社名	所在地
製造	エルナー東北株式会社	青森県黒石市（青森工場）
		福島県西郷村（白河工場）
	TANIN ELNA CO.,LTD.	タイ
	ELNA PCB(M) SDN.BHD. ELNA-SONIC SDN.BHD.	マレーシア
販売	ELNA ELECTRONICS(S) PTE.LTD.	シンガポール

(9) 従業員の状況（平成18年12月31日現在）

企業集団の従業員数

部 門	従 業 員 数(名)
コ ン デ ン サ 事 業	2,019
プ リ ン ト 回 路 事 業	1,191
全 社 (共 通)	17
合 計	3,227

(注) 上記のほか、パートタイマー45名がおります。

当社の従業員数

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年令(歳)	平均勤続年数(年)
593	増 7	34.8	10.5

(注) 上記のほか、パートタイマー18名がおります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額(千円)
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	3,734,660
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,176,440
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,010,000
株 式 会 社 横 浜 銀 行	810,000
商 工 組 合 中 央 金 庫	550,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	410,000
東 京 リ ー ス 株 式 会 社	300,000
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 合 計	8,991,100
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,225,000
M a l a y a n B a n k i n g B e r h a d	1,323,400
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,222,183
株 式 会 社 横 浜 銀 行	682,000
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	558,625

(注) シンジケートローンは、㈱みずほコーポレート銀行、㈱三菱東京UFJ銀行をアレランジャーとする上記7金融機関で組成されております。

- (11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当する事項はありません。
- (12) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当する事項はありません。
- (13) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況
該当する事項はありません。
- (14) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
該当する事項はありません。
- (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成18年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 82,800,000株
 うち普通株式 67,800,000株
 A種優先株式 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 56,611,458株
 うち普通株式 41,611,458株（自己株式11,695株
 を含みます。）
 A種優先株式 15,000,000株

(注) 平成18年3月30日開催の定時株主総会決議に基づき、同年4月18日付で普通株式15,000,000株およびA種優先株式15,000,000株を発行しました。

- (3) 株主数 3,339名
 （うち2名は普通株式およびA種優先株式併有）

(4) 大株主 普通株式（上位10名）

株 主 名	持 株 数(千株)	出 資 比 率(%)
日本産業第二号投資事業有限責任組合	13,756	33.07
旭 硝 子 株 式 会 社	6,653	15.99
株式会社みずほコーポレート銀行	1,256	3.02
日本産業第二号パラレル投資事業有限責任組合	1,244	2.99
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,060	2.55
新 木 産 業 株 式 会 社	861	2.07
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	600	1.44
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	500	1.20
有 限 会 社 ア ラ キ	402	0.97
有 限 会 社 江 州	400	0.96

(注) 出資比率は自己株式を除いた発行済株式により算出しております。

A種優先株式

株 主 名	持 株 数(千株)	出 資 比 率(%)
日本産業第二号投資事業有限責任組合	13,756	91.71
日本産業第二号パラレル投資事業有限責任組合	1,244	8.29

(5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項
該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成18年12月31日現在）

氏名	会社における地位および担当	他の法人等の代表状況
青野英敏	取締役社長 代表取締役	ELNA PCB(M) SDN.BHD. 代表取締役会長 ELNA-SONIC SDN.BHD. 代表取締役副会長 立揚電子(BVI)有限公司 代表取締役副会長
伊藤正雄	常務取締役 プリント回路事業部長	エルナー松本株式会社 代表取締役社長
大川浩靖	常務取締役 プリント回路事業部 営業統括部長	
栗原要	常務取締役 コンデンサ事業部長	
及川善之	常務取締役 経営企画部長	
水島新二	取締役 コンデンサ事業部 生産統括部長	エルナー東北株式会社 代表取締役社長
川瀬一輝	取締役 プリント回路事業部 滋賀事業所長	
高嶋象一	取締役	
安枝太	取締役	
正田眞言	常勤監査役	
花岡秀哉	監査役	
岡山和彦	監査役	
結城正記	監査役	

- (注) 1)高嶋象一、安枝太の両氏は社外取締役であります。
 2)監査役結城正記氏を除く3名は社外監査役であります。
 3)当事業年度中の取締役および監査役の異動
 (ア)平成18年3月30日開催の定時株主総会において、取締役として新たに高嶋象一、安枝太の両氏がそれぞれ選任され、同年4月18日に就任いたしました。
 (イ)平成18年3月30日開催の取締役会において、青野英敏が代表取締役社長に、伊藤正雄、大川浩靖、栗原要、及川善之の各氏が常務取締役に、それぞれ選任され就任いたしました。
 (ウ)結城正記氏は上記定時株主総会終結の時をもって取締役を退任し、監査役に就任いたしました。
 (エ)取締役高村勝俊氏（コンデンサ事業部営業統括部長）は、平成18年12月20日辞任いたしました。

4) 当事業年度末日後の取締役の異動

執行役員制度の導入に伴い、平成19年1月1日付で以下のとおり異動を行いました。

氏 名	地 位 お よ び 担 当	
	変 更 前	変 更 後
伊 藤 正 雄	常務取締役プリント回路事業部長	取締役プリント回路事業本部長 兼企画管理部長
大 川 浩 靖	常務取締役プリント回路事業部 営業統括部長	取締役社長付
栗 原 要	常務取締役コンデンサ事業部長	取締役コンデンサ事業本部長
及 川 善 之	常務取締役経営企画部長	取締役社長付（同年1月31日付辞任）
水 島 新 二	取締役コンデンサ事業部 生産統括部長	取締役辞任（執行役員コンデンサ 事業本部副本部長）
川 瀬 一 輝	取締役プリント回路事業部 滋賀事業所長	取締役辞任（執行役員プリント回 路事業本部生産統括部長）

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 総 額
取 締 役	11名	77,097千円
監 査 役	5名	20,453千円
合 計	16名	97,550千円

- (注) 1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2) 取締役および監査役の支給額には、平成18年3月30日に退任した取締役3名および監査役1名をそれぞれ含んでおります。
 3) 取締役の報酬限度額は、昭和60年6月17日開催の第49回定時株主総会決議において月額800万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
 4) 監査役の報酬限度額は、昭和60年6月17日開催の第49回定時株主総会決議において月額250万円以内と決議いただいております。
 5) 上記のほか、平成18年3月30日開催の第70回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金18,750千円を支給しております。

5. 会計監査人（一時会計監査人）の状況

(1) 名称 みすず監査法人 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	20,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500千円

(2) 名称 あずさ監査法人 報酬等の額 支払っておりません。

- (注) 1) 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人は、平成18年5月10日付で金融庁より、業務停止処分を受け平成18年7月1日付で会計監査人たる資格を喪失したため、同日付で会計監査人を退任しております。これに伴い業務停止期間中に当社の会計監査人が不在となることを回避し、当社に対する監査業務が中断なく行われることを図るため、あずさ監査法人を一時会計監査人に選任いたしました。また、当社の会計業務に精通している中央青山監査法人を業務停止期間終了後の平成18年9月1日付で、当社の一時会計監査人として追加選任いたしました。
- 2) 中央青山監査法人は、平成18年9月1日付で「みすず監査法人」に名称を変更しております。
- 3) 一時会計監査人でありましたあずさ監査法人は、平成18年12月8日付で退任しております。
- 4) 前記1.(6) の重要な子会社のうち海外子会社4社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法または証券取引法の法律に相当する外国の法令を含む）を受けております。

以上のご報告は、記載金額、株式数については単位未満を切捨て、比率については四捨五入により、表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成18年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,844,538	流動負債	20,349,280
現金及び預金	4,852,745	支払手形及び買掛金	7,953,664
受取手形及び売掛金	7,162,302	短期借入金	7,150,243
たな卸資産	6,239,666	一年以内に返済する長期借入金	3,602,666
未収消費税等	120,845	未払消費税等	8,365
繰延税金資産	13,344	未払法人税等	55,478
その他	469,078	設備関係支払手形	301,595
貸倒引当金	13,445	その他	1,277,266
固定資産	16,323,869	固定負債	8,107,583
有形固定資産	14,526,267	長期借入金	5,511,333
建物及び構築物	4,762,352	繰延税金負債	251,457
機械装置及び運搬具	5,309,172	再評価に係る繰延税金負債	265,004
工具器具備品	653,371	退職給付引当金	1,954,437
土地	2,960,554	役員退職給与引当金	81,210
建設仮勘定	840,816	その他	44,139
無形固定資産	128,986	負債合計	28,456,864
借地権	85,747	純資産の部	
施設利用権	16,094	株主資本	5,297,812
のれん	23,952	資本金	3,508,814
その他	3,192	資本剰余金	2,009,476
投資その他の資産	1,668,615	利益剰余金	217,352
投資有価証券	246,883	自己株式	3,126
長期貸付金	455,618	評価・換算差額等	362,244
繰延税金資産	7,159	その他有価証券評価差額金	18,741
その他	962,476	繰延ヘッジ損益	2,653
貸倒引当金	3,522	土地再評価差額金	397,507
資産合計	35,168,408	為替換算調整勘定	51,351
		少数株主持分	1,051,487
		純資産合計	6,711,543
		負債・純資産合計	35,168,408

連 結 損 益 計 算 書

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		37,273,299
売 上 原 価		31,935,985
売 上 総 利 益		5,337,313
販売費及び一般管理費		4,470,097
営 業 利 益		867,215
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	33,479	
受 入 家 賃 及 び 賃 貸 料	11,193	
為 替 差 益	125,788	
雑 収 入	105,139	275,601
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	467,675	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	49,391	
株 式 交 付 費	145,289	
雑 損	164,410	826,767
経 常 利 益		316,049
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	2,861	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	253,539	
役 員 退 職 給 与 引 当 金 戻 入 益	4,610	261,010
特 別 損 失		
た な 卸 資 産 処 分 損	26,389	
固 定 資 産 処 分 損	15,955	
減 損 損 失	231,343	273,688
税金等調整前当期純利益		303,372
法人税、住民税及び事業税	35,111	
法人税等調整額	27,877	62,988
少数株主利益		50,731
当期純利益		189,652

連結株主資本等変動計算書

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成17年12月31日残高	2,008,814	1,435,494	1,419,062	2,825	2,022,422
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,500,000	1,500,000			3,000,000
その他資本剰余金の取崩し		926,018	926,018		
当期純利益			189,652		189,652
土地再評価差額金の取崩し			86,039		86,039
自己株式の取得				301	301
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,500,000	573,981	1,201,709	301	3,275,390
平成18年12月31日残高	3,508,814	2,009,476	217,352	3,126	5,297,812

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成17年12月31日残高	177,500		483,546	298,624	362,422	933,280	3,318,125
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							3,000,000
その他資本剰余金の取崩し							
当期純利益							189,652
土地再評価差額金の取崩し			86,039		86,039		
自己株式の取得							301
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	158,758	2,653		247,272	85,860	118,207	204,067
連結会計年度中の変動額合計	158,758	2,653	86,039	247,272	178	118,207	3,393,418
平成18年12月31日残高	18,741	2,653	397,507	51,351	362,244	1,051,487	6,711,543

【連結注記表】

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

エルナー東北㈱、エルナー松本㈱、エルナーコンポーネンツ㈱、関東フォックス
㈱、ELNA AMERICA, INC.、ELNA ELECTRONICS(S) PTE.LTD.、TANIN ELNA CO.,LTD.、
ELNA PCB(M) SDN.BHD.、ELNA-SONIC SDN.BHD.、ELNA EUROPE LTD.、
愛爾娜香港有限公司、愛陸電子貿易(上海)有限公司

(2) 非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 1社

立揚電子(BVI)有限公司

(2) 持分法非適用会社

該当事項はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

・その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

たな卸資産

製品・仕掛品

主として、総平均法に基づく原価法

仕入商品・原材料

主として、移動平均法に基づく原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として、定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見
込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び
年金資産の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異は、各連結
会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11
年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用
処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間
以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。

役員退職給与引当金

役員退職金支給に備えて当社は内規に基づく要支給額を基礎とする現価額を計上しております。なお、連結子会社は計上しておりません。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を行い、金利スワップ取引については、繰延ヘッジ処理を行っております。

(6) のれんの償却に関する事項

5年間で均等償却しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

5. 会計処理の変更

(1) 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益が231,343千円減少しております。なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお従来の「資本の部」の合計に相当する金額は5,662,709千円であります。

6. 表示方法の変更

連結貸借対照表

当連結会計年度より、無形固定資産に表示しておりました「連結調整勘定」は、会社計算規則の規定に基づき「のれん」と表示しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産

建物	2,761,693千円
土地	1,916,493千円
上記に対応する債務	
手形割引	629,306千円
短期借入金	4,371,100千円
一年以内に返済する長期借入金	1,501,750千円
長期借入金	2,570,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,019,903千円
 3. 受取手形割引高 779,306千円
 うち、期末日（銀行休業日）期日の手形で
 手形交換日に決済処理した受取手形割引高 148,022千円

4. 訴訟について

当社は、日本ビクター株式会社（以下、JVCという。）製特定DVDセットの不具合について当社コンデンサに原因があるとして購入客に対する修理費用の負担を同社から求められましたが、本不具合の原因等についての意見の相違により平成18年3月27日付でJVCから損害賠償請求訴訟を提起されました。提訴額は平成18年10月31日付及び平成18年12月14日付で請求拡張の申し立てを受けたことにより当初請求との合計額で896,198千円となっております。

5. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金483,546千円、再評価に係る繰延税金負債322,364千円を計上しておりましたが、当該事業用土地のうち一部を当連結会計年度において減損したため、土地再評価差額金397,507千円、再評価に係る繰延税金負債265,004千円を計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年12月31日
 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 76,643千円
 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 739,155千円

なお、当該事業用土地の平成18年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を207,397千円下回っております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	26,611,458 株	15,000,000 株	株	41,611,458 株
第一回A種優先株式		15,000,000		15,000,000
合計	26,611,458	30,000,000		56,611,458

- (注) 1. 普通株式の増加15,000,000株は、第三者割当増資によるものであります。
 2. 第一回A種優先株式の増加15,000,000株は、第三者割当増資によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	10,056 株	1,639 株	株	11,695 株

- (注) 増加1,639株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当連結会計年度における配当の支払はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当金の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成19年3月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・ 第一回A種優先株式の配当に関する事項

配当金の総額	30,000千円
配当の原資	その他資本剰余金
1株当たり配当額	2円
基準日	平成18年12月31日
効力発生日	平成19年3月29日

(一株当たりの情報に関する注記)

1株当たり純資産額	99円28銭
1株当たり当期純利益	5円12銭

貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	16,111,898	流動負債	17,354,148
現金及び預金	4,312,274	支払手形	5,890,882
受取手形	890,213	買掛金	2,152,648
売掛金	6,951,243	短期借入金	5,191,100
製品	1,314,043	一年以内に返済する長期借入金	2,978,750
原材料	552,675	未払金	55,356
仕掛品	636,475	未払法人税等	35,472
前渡金	368,163	未払費用	712,386
関係会社短期貸付金	492,070	預り金	35,957
未収入金	354,466	設備支払手形	301,595
未収消費税等	109,319	固定負債	6,844,533
その他	130,953	長期借入金	4,955,000
固定資産	14,178,285	繰延税金負債	12,494
有形固定資産	7,135,505	再評価に係る繰延税金負債	265,004
建物	2,473,653	退職給付引当金	1,529,824
構築物	283,993	役員退職給与引当金	81,210
機械及び装置	1,322,571	預り保証金	1,000
車輛運搬具	16,083	負債合計	24,198,681
工具器具備品	346,181	純 資 産 の 部	
土地	2,009,432	株主資本	5,677,787
建設仮勘定	683,588	資本金	3,508,814
無形固定資産	11,463	資本剰余金	2,009,476
施設利用権	11,463	資本準備金	1,621,129
投資その他の資産	7,031,317	その他資本剰余金	388,346
投資有価証券	246,883	利益剰余金	162,623
関係会社株式	3,413,543	利益準備金	381,075
関係会社長期貸付金	4,093,573	その他利益剰余金	218,451
関係会社長期未収入金	794,298	繰越利益剰余金	218,451
長期前払費用	40,000	自己株式	3,126
その他の投資	84,286	評価・換算差額等	413,715
投資損失引当金	576,745	その他有価証券評価差額金	18,741
貸倒引当金	1,064,522	繰延ヘッジ損益	2,533
資産合計	30,290,184	土地再評価差額金	397,507
		純資産合計	6,091,502
		負債・純資産合計	30,290,184

損 益 計 算 書

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		33,458,688
売 上 原 価		30,061,751
売 上 総 利 益		3,396,937
販売費及び一般管理費		3,362,436
営 業 利 益		34,501
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	98,300	
受 取 配 当 金	262,340	
受 入 家 賃 及 び 賃 貸 料	70,915	
為 替 差 益	21,831	
雑 収 入	22,810	476,199
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	257,338	
債 権 譲 渡 損	34,377	
株 式 交 付 費	145,289	
雑 損 失	92,243	529,249
経 常 損 失		18,548
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	2,095	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	253,539	
役 員 退 職 給 与 引 当 金 戻 入 益	4,610	260,244
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	13,878	
減 損 損 失	160,548	174,426
税 引 前 当 期 純 利 益		67,269
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15,045	
法 人 税 等 調 整 額	24,359	9,313
当 期 純 利 益		76,583

株主資本等変動計算書

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成17年12月31日残高	2,008,814	121,129	1,314,365	1,435,494
事業年度中の変動額				
新株の発行	1,500,000	1,500,000		1,500,000
その他資本剰余金の取崩し			926,018	926,018
海外投資等損失準備金の取崩し				
当期純利益				
土地再評価差額金の取崩し				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	1,500,000	1,500,000	926,018	573,981
平成18年12月31日残高	3,508,814	1,621,129	388,346	2,009,476

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金			利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 海外投資等損失準備金	繰越利益剰余金			
平成17年12月31日残高	381,075	11,082	1,318,175	926,018	2,825	2,515,465
事業年度中の変動額						
新株の発行						3,000,000
その他資本剰余金の取崩し			926,018	926,018		
海外投資等損失準備金の取崩し		11,082	11,082			
当期純利益			76,583	76,583		76,583
土地再評価差額金の取崩し			86,039	86,039		86,039
自己株式の取得					301	301
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計		11,082	1,099,723	1,088,641	301	3,162,321
平成18年12月31日残高	381,075		218,451	162,623	3,126	5,677,787

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
平成17年12月31日残高	177,500		483,546	661,046	3,176,512
事業年度中の変動額					
新株の発行					3,000,000
その他資本剰余金 の取崩し					
海外投資等損失 準備金の取崩し					
当期純利益					76,583
土地再評価差額金 の取崩し			86,039	86,039	
自己株式の取得					301
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	158,758	2,533		161,292	161,292
事業年度中の変動額合計	158,758	2,533	86,039	247,331	2,914,990
平成18年12月31日残高	18,741	2,533	397,507	413,715	6,091,502

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

総平均法に基づく原価法

仕入製品・原材料

移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。

(3) 役員退職給与引当金

役員の退職金支給に備えて、内規に基づく要支給額を基礎とする現価額を計上しております。

(4) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して必要額を引当て計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を行い、金利スワップ取引については、繰延ヘッジ処理を行っております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 会計処理の変更

(1) 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。これにより税引前当期純利益が160,548千円減少しております。なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,094,036千円であります。

（貸借対照表関係）

1. 担保に供している資産

建物 2,316,965千円

土地 1,650,665千円

上記に対応する債務

手形割引 358,723千円

短期借入金 3,761,100千円

一年以内に返済する長期借入金 924,750千円

長期借入金 1,620,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

7,093,138千円

3. 保証債務額

2,325,828千円

4. 受取手形割引高

779,306千円

うち、期末日（銀行休業日）期日の手形で

手形交換日に決済処理した受取手形割引高 148,022千円

5. 訴訟について

当社は、日本ビクター株式会社（以下、JVCという。）製特定DVDセットの不具合について当社コンデンサに原因があるとして購入客に対する修理費用の負担を同社から求められましたが、本不具合の原因等についての意見の相違により平成18年3月27日付でJVCから損害賠償請求訴訟を提起されました。提訴額は平成18年10月31日付及び平成18年12月14日付で請求拡張の申し立てを受けたことにより当初請求との合計額で896,198千円となっております。

6. 関係会社に対する金銭債権または債務

関係会社に対する短期金銭債権 4,852,815千円

関係会社に対する短期金銭債務 2,063,247千円

関係会社に対する長期金銭債権 4,887,872千円

7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金483,546千円、再評価に係る繰延税金負債322,364千円を計上しておりましたが、当該事業用土地のうち一部を当事業年度において減損したため、土地再評価差額金397,507千円、再評価に係る繰延税金負債265,004千円を計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年12月31日

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 76,643千円

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 739,155千円

なお、当該事業用土地の平成18年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を207,397千円下回っております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

（損益計算書関係）

関係会社との取引高

売上高 10,479,463千円

仕入高 12,452,860千円

営業取引以外の取引高 2,753,056千円

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	10,056株	1,639株	株	11,695株

（注）増加1,639株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額 425,808千円

未払事業税否認 8,324千円

退職給付引当金否認 611,929千円

役員退職給与引当金否認 32,484千円

評価損否認 182,017千円

投資損失引当金否認 230,698千円

繰越外国税額控除 65,947千円

繰越欠損金 329,747千円

その他 81,288千円

小計 1,968,247千円

評価性引当額 1,968,247千円

合計 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 12,494千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	2,949,731 千円	1,470,938 千円	1,478,793 千円
車輛運搬具	21,504	11,520	9,983
工具器具備品	396,559	263,366	133,193
合計	3,367,795	1,745,825	1,621,970

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	505,156千円
1年超	1,162,046千円
合計	1,667,203千円

(一株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	109円65銭
1株当たり当期純利益	2円07銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年2月9日

エルナー株式会社
取締役会 御中

み す ず 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 行 本 憲 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 岸 聡 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エルナー株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「会計処理の変更」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より固定資産の減損に係る会計基準及び貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年2月9日

エルナー株式会社
取締役会 御中

み す ず 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 行 本 憲 治 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 岸 聡 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エルナー株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「会計処理の変更」に記載されているとおり、会社は、当事業年度より固定資産の減損に係る会計基準及び貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基き、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営企画部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適性を確保するために必要な体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基き、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則159条各号に掲げる事項）」を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みずす監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人みずす監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年2月16日

エルナー株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	正	田	眞	言	Ⓢ
社外監査役	花	岡	秀	哉	Ⓢ
社外監査役	岡	山	和	彦	Ⓢ
監査役	結	城	正	記	Ⓢ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社A種優先株式1株につき金2円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は30,000,000円となります。

なお、事業の経過およびその成果の項でご報告申しあげましたように、依然として繰越損失を抱える状況のため、普通株式につきましては誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の機動性および柔軟性を高めるため、会社法第448条第1項の規定に基づき平成19年5月1日を効力発生日として、資本金の額の4分の1を超過する資本準備金全額(1,125,000,883円)を減少し、その他資本剰余金に振替たいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下、「整備法」という)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり新設および所要の変更を行うものであります。

会社法の施行に伴い、定款にその定めがあるとみなされる事項に関し、条文の新設および所要の変更を行うものであります。

(ア) 機関(変更案第4条、第36条～第38条)

(イ) 株券の発行(変更案第7条)

- ② 株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、単元未満株主の権利に関する規定を新設するものであります。(変更案第9条)
 - ③ 会社法の施行により、会社分割制度の内容が変更となったことに伴い規定を新設するものであります。(変更案第11条の2(3)、第40条(2))
 - ④ インターネットの普及を考慮して、株主に効率的かつ充実した情報提供を可能とするために、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供についての規定を新設するものであります。(変更案第15条)
 - ⑤ 株主総会における代理人による議決権行使について、代理人の数および代理権を証明する方法を明確にするため所要の変更を行うものであります。(変更案第17条)
 - ⑥ 有用な人材を招聘することができるように、社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とする規定を新設するものであります。(変更案第35条(2))
 - ⑦ 上記のほか、会社法および整備法が施行されたことに伴い、規定の整備(加除・移設等)、字句の修正、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。
- (2) 公告の周知性の向上を図るため、公告の方法を電子公告に変更し、併せて不測の事態により電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第5条)

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
総 則	総 則
第1条(商号) 当社はエルナー株式会社と称し、英文ではELNA CO., LTD. と表示する。	第1条(商号) <現行どおり>
第2条(目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。	第2条(目的) <現行どおり>
① 電子機械器具の製造販売 ② 電気機械器具の製造販売 ③ 前各号に関連する一切の業務	

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第3条（本店の所在地） 当社は本店を神奈川県横浜市に置く。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第4条（公告の方法） 当社の公告は日本経済新聞に掲載して<u>これを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">株式</p> <p>第5条（株式の総数） 当社の発行する株式の総数は8,280万株とし、このうち6,780万株は普通株式、1,500万株はA種優先株式とする。<u>ただし、普通株式につき消却があった場合、または、優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減じる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第6条（1単元の株式の数） <u>当社の普通株式およびA種優先株式の各1単元の株式は1,000株とする。</u></p> <p>第7条（単元未満の株式の不発行） <u>当社は、1単元に満たない株式（以下、「単元未満株式」という。）の数を表示した株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>第3条（本店の所在地） < 現行どおり ></p> <p>第4条（機関） <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。</u> <u>取締役会</u> <u>監査役</u> <u>監査役会</u> <u>会計監査人</u></p> <p>第5条（公告方法） <u>当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は8,280万株とし、このうち6,780万株は普通株式の発行可能種類株式総数、1,500万株はA種優先株式の発行可能種類株式総数とする。</p> <p>第7条（株券の発行） <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p>第8条（単元株式数および単元未満株券の不発行） <u>(1) 当社の単元株式数は1,000株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第8条（株券の種類） <u>当会社の株券の種類は取締役会の決議によりこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第9条（名義書換代理人） (1) 当会社は<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> (2) <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定しこれを公告する。</u> (3) 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。）および株券喪失登録簿は<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第10条（株式取扱規則） 当会社の<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよびその手数料</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(2) <u>当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p>第9条（単元未満株式についての権利） <u>当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>第10条（株主名簿管理人） (1) 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> (2) <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> (3) 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第11条（株式取扱規則） 当会社の<u>株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権および株券喪失登録に関する取扱いおよび手数料</u>については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>第11条（基準日）</u></p> <p><u>(1) 毎決算期日における最終の株主名簿に記載されている株主（実質株主を含む。以下、同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>(2) 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議により予め公告して、一定の日における株式名簿に記載されている株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">優先株式</p> <p>第11条の2（A種優先配当金）</p> <p>(1) 当社は、<u>第36条に定める</u>剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録質権者（以下、「A種優先登録質権者」という。）に対し、各決算期の最終の株主名簿に記載または記録された当会社の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下、「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき2円の利益配当金（以下、「A種年間優先配当額」という。）に、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ365（当該事業年度が閏年の場合には366とする。）で除して得られる割合を乗じた額の配当（以下、「A種優先配当」という。）をする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当をしたときは、かかるA種優先配当の累積額を控除した額とする。</p>	<p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">優先株式</p> <p>第11条の2（A種優先配当金）</p> <p>(1) 当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された当会社の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき2円（以下、「A種年間優先配当額」という。）に、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ365（当該事業年度が閏年の場合には366とする。）で除して得られる割合を乗じた額の配当（以下、「A種優先配当」という。）をする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当をしたときは、かかるA種優先配当の累積額を控除した額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(2) ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種年間優先配当額を超えて剰余金の配当をしない。</p>	<p>(2) ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してした剰余金の配当の額がA種年間優先配当額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種年間優先配当額を超えて剰余金の配当をしない。ただし、<u>当会社が吸収分割をする場合において会社法（平成17年法律第86号）第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定する剰余金の配当を</u>するとき、<u>または当会社が新設分割をする場合において同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定する剰余金の配当を</u>するときに、<u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種年間優先配当額を配当した後に、普通株主または普通登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同時に、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの剰余金の配当額と同一額の配当をする。</u></p>
<p>第11条の3（残余財産の分配）</p> <p>(1) 当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき100円を支払う。</p> <p>(2) A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p>	<p>第11条の3（残余財産の分配）</p> <p>(1) 当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき100円を支払う。</p> <p>(2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p>
<p>第11条の4（議決権） A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>第11条の4（議決権） < 現行どおり ></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第11条の5（<u>転換予約権</u>） A種優先株主は、下記の転換請求期間中、下記に定める転換の条件で、<u>A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p> <p>転換請求期間 A種優先株式の転換を請求し得べき期間（以下、「転換請求期間」という。）は、平成18年10月1日から平成28年3月31日までとする。</p> <p>転換の条件</p> <p>(ア) 当初転換価額 当初転換価額は、100円とする。</p> <p>(イ) 転換価額の調整</p> <p>(a) <u>A種優先株式発行後、以下の()ないし()のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）により調整し、以下の()に該当する場合には、転換価額を()に定めるところに従い調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</u></p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{普通株式数} - \text{株式数}} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}} \right)}{\left(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行普通株式数}}$	<p>第11条の5（<u>転換請求権</u>） A種優先株主は、下記の転換請求期間中、下記に定める転換の条件で、<u>当会社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、当会社の普通株式を当該A種優先株主に対して交付する（以下「転換」という。）ものとする。</u></p> <p>転換請求期間 A種優先株式の転換を請求し得べき期間（以下、「転換請求期間」という。）は、平成18年10月1日から平成28年3月31日までとする。</p> <p>転換の条件</p> <p>(ア) 当初転換価額 当初転換価額は、100円とする。</p> <p>(イ) 転換価額の調整</p> <p>(a) 以下の()ないし()のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）により調整し、以下の()に該当する場合には、転換価額を()に定めるところに従い調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{普通株式数} - \text{株式数}} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}} \right)}{\left(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行普通株式数}}$

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>() 転換価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式(以下、「自己株式」という。)を処分する場合(株式の分割、普通株式に転換される株式の転換または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株あたりの払込金額」は「1株あたりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。</p>	<p>() 転換価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式(以下、「自己株式」という。)を処分する場合(無償割当ての場合を含むが、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(イ)において同じ。)の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。無償割当ての場合にはその効力が生じる日。以下本(a)において同じ。)の翌日以降、または株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(無償割当てにかかる基準日を定めた場合には当該基準日。)(以下、「株主割当日」という。)がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株あたりの払込金額」は「1株あたりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>() 株式の分割により普通株式を發行する場合 調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は「既発行普通株式数」と読み替える。</p> <p>ただし、<u>配当可能利益</u>から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を發行する旨取締役会で決議する場合であり、かつ当該<u>配当可能利益</u>の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該<u>配当可能利益</u>の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割のために株主割当日の翌日から当該<u>配当可能利益</u>の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を發行する。</p> $\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{調整前転換価額を} \\ \text{もって転換により} \\ \text{当該期間内に発行} \\ \text{された株式数} \end{array} \right)}{\text{調整後転換価額}}$	<p>() 株式の分割をする場合 調整後の転換価額は、株式の分割にかかる基準日の翌日以降これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は「既発行普通株式数」、「新規発行普通株式数」は「株式の分割により増加する普通株式数」とそれぞれ読み替える。</p> <p>ただし、<u>分配可能額</u>から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割をする旨取締役会で決議する場合であり、かつ当該<u>分配可能額</u>の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割にかかる基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該<u>分配可能額</u>の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割にかかる基準日の翌日から当該<u>分配可能額</u>の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を發行する。</p> $\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{調整前転換価額を} \\ \text{もって転換により} \\ \text{当該期間内に発行} \\ \text{された株式数} \end{array} \right)}{\text{調整後転換価額}}$

現行定款	変更定款案
<p>() 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式を発行もしくは処分する場合、または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額（商法第341条ノ15第5項または第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。）が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合調整後の転換価額は、かかる株式または新株予約権もしくは払込期日もしくは発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが転換、または発行される全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その払込期日の翌日もしくは発行日の翌日以降またはその株主割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記()も同様とする。）。</p>	<p>() 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当会社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行もしくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、または権利行使により転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式その他の証券もしくは当会社に対して取得を請求できる株式その他の証券の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後の転換価額は、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本(a)において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(a)において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権、またはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、その払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記()も同様とする。）。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>() 普通株式に転換することができる株式または普通株式を目的とする新株予約権もしくは新株予約権付社債であって、転換価額または新株予約権の行使に際して払込をなすべき価額が払込期日もしくは発行日または株主割当日において確定しておらず後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）の価額を基準として確定されるものを発行または処分した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する当該株式の全てが転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、価額決定日の翌日以降これを適用する。</p> <p>() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}}{1}$	<p>() 普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式その他の証券もしくは当会社に対して取得を請求できる株式その他の証券の交付を受けることができる新株予約権または普通株式を目的とする新株予約権であって、取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額がかかる新株予約権の割当日において確定しておらず後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）の価額を基準として確定されるものを発行（無償割当ての場合を含む。）した場合において、決定された取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する当該株式の全てが転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、価額決定日の翌日以降これを適用する。</p> <p>() 普通株式の併合をするときは、株式の併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}}{1}$

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(b) 上記(a)に掲げる場合のほか、合併、株式交換、株式移転、会社の分割または資本の減少等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額に調整する。</p> <p>(c) 転換価額調整式に使用する1株あたりの時価とは、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(a)()但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示がある場合は気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)または(b)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、上記(a)または(b)に準じて取締役会が合理的と判断する値に調整される。</p> <p>(d) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、もしくは株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。</p>	<p>(b) 上記(a)に掲げる場合のほか、合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の<u>全部の取得、株式移転または会社の分割等その他普通株式の発行済株式数の総数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)</u>の変更または変更の可能性を生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額に調整する。</p> <p>(c) 転換価額調整式に使用する1株あたりの時価とは、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(a)()但書の場合には当該基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示がある場合は気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)または(b)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、上記(a)または(b)に準じて取締役会が合理的と判断する値に調整される。</p> <p>(d) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、もしくは株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(e) 転換価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>() 上記(a)()の転換価額調整式で使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または自己株式を処分する場合(株式の分割、普通株式に転換される株式の転換または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)</p> <p>() 上記(a)()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円</p> <p>() 上記(a)()の転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式を発行もしくは処分する場合、または上記(a)()で定める内容の新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額</p> <p>() 上記(a)()の場合は、価額決定日に決定された転換価額または新株予約権の行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額</p>	<p>(e) 転換価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>() 上記(a)()の転換価額調整式で使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または自己株式を処分する場合(普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)。なお、当該普通株式を無償割当てする場合には0円とする。</p> <p>() 上記(a)()の株式の分割をする場合は0円</p> <p>() 上記(a)()の転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当会社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行もしくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)、または上記(a)()で定める内容の新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)は、当該取得の価額または当該新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額</p> <p>() 上記(a)()の場合は、価額決定日に決定された取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額</p>

現行定款	変更定款案
<p>(f) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 転換により発行すべき普通株式数</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$ <p>転換により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>第11条の6（一斉転換条項） <u>転換請求期間中に転換請求のなかったA種優先株式1株は、同期間の末日の翌日（以下、「一斉転換基準日」という。）をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を、一斉転換基準日において有効な転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法第220条に定める方法に準じて</u>これを取り扱う。</u></p> <p>第11条の7（株式の併合または分割、<u>新株引受権等</u>） 当社は、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、当社は、A種優先株主に対し、<u>新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></p>	<p>(f) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 転換により交付すべき普通株式数</p> $\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$ <p>転換により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>第11条の6（一斉転換条項） <u>当社は、転換請求期間中に転換請求のなかったA種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下、「一斉転換基準日」という。）をもって、A種優先株式1株の払込金額相当額を、一斉転換基準日において有効な転換価額で除して得られる数の普通株式と引換えに取得する。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条に</u>従いこれを取り扱う。</u></p> <p>第11条の7（株式の併合または分割、<u>募集株式の割当て等</u>） 当社は、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、当社は、A種優先株主に対し、<u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p data-bbox="138 155 449 176"><u>第11条の8（買受けまたは消却）</u></p> <p data-bbox="180 179 549 354"><u>当社は、いつでもA種優先株式を買受け、またはこれを消却することができる。かかるA種優先株式の買受けまたは消却は、A種優先株式についてのみ、または当社が発行する他の一もしくは複数の種類の株式とともに行うことができる。</u></p> <p data-bbox="300 382 387 403">株主総会</p> <p data-bbox="138 406 409 427">第12条（招集および議決権）</p> <p data-bbox="161 429 549 604"> <u>(1) 定時株主総会は毎年3月に、臨時株主総会は必要があるごとに、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。</u> <u>(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれを行う。</u> </p> <p data-bbox="305 632 381 653">< 新設 ></p> <p data-bbox="138 807 281 828">第13条（議長）</p> <p data-bbox="161 831 549 954"> <u>(1) 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。</u> <u>(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u> </p> <p data-bbox="305 1010 381 1031">< 新設 ></p>	<p data-bbox="734 155 810 176">< 削除 ></p> <p data-bbox="729 382 816 403">株主総会</p> <p data-bbox="568 406 711 427">第12条（招集）</p> <p data-bbox="610 429 978 503"><u>当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</u></p> <p data-bbox="734 532 810 553">< 削除 ></p> <p data-bbox="568 632 879 653">第13条（定時株主総会の基準日）</p> <p data-bbox="610 656 978 779"><u>当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p data-bbox="568 807 863 828">第14条（招集権者および議長）</p> <p data-bbox="591 831 978 979"> <u>(1) 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。</u> <u>(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> </p> <p data-bbox="568 1010 978 1055">第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p data-bbox="610 1058 978 1254"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第14条（決議の方法）</p> <p>(1) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(2) <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。</u></p>	<p>第16条（決議の方法）</p> <p>(1) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる<u>株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(2) <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>
<p>第15条（議決権の代理行使）</p> <p>(1) 株主またはその法定代理人は当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p>第17条（議決権の代理行使）</p> <p>(1) 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>(2) <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>第16条（議事録）</p> <p><u>株主総会の議事については議事録を作り議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印して保存する。</u></p>	<p style="text-align: center;">< 削除 ></p>
<p>第16条の2（種類株主総会）</p> <p>第13条、第15条および第16条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">取締役および取締役会</p> <p>第17条（員数）</p> <p>当会社に取締役15名以内を置く。</p>	<p>第17条の2（種類株主総会）</p> <p>第14条および前条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">取締役および取締役会</p> <p>第18条（員数）</p> <p>当会社の<u>取締役は、15名以内とする。</u></p>
<p>第18条（選任）</p> <p>(1) 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(2) 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p>第19条（選任）</p> <p>(1) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(2) 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第19条（任期） 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第20条（取締役会の招集と議長） (1) 取締役会は取締役社長がこれを招集してその議長となる。 (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>第21条（招集手続） 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、<u>取締役全員および監査役全員の同意あるときは招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</u> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第22条（決議の方法） 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し<u>その過半数をもって決する。</u></p> <p>第23条（議事録） <u>取締役会の議事については議事録を作り議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役および監査役が記名捺印して保存する。</u></p> <p>第24条（代表取締役） 代表取締役は取締役会の決議をもって<u>定める。</u></p> </p>	<p>第20条（任期） 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第21条（招集権者および議長） (1) 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。 (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第22条（招集手続） (1) 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (2) <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第23条（決議の方法） 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p>第24条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> </p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第25条（役付取締役） 取締役会はその決議をもって取締役社長1名を置くほか、取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</p>	<p>第25条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を置くほか、取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第26条（報酬および退職慰労金） 取締役の報酬額および退職慰労金は株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）、は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第26条の2（取締役の責任免除） (1) 当会社は、<u>商法第266条第12項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同条第1項第5号</u>の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 (2) 当会社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、<u>社外取締役との間に、同条第1項第5号</u>の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第27条（取締役の責任免除） (1) 当会社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>会社法第423条第1項</u>の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 (2) 当会社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項</u>の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>監査役および監査役会 第27条（員数および常勤監査役） (1) 当会社に監査役4名以内を置く。 (2) 監査役は、その互選をもって常勤の監査役を定める。</p>	<p>監査役および監査役会 第28条（員数） 当会社の監査役は、4名以内とする。 < 削除 ></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第28条（選任） <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第29条（任期） (1) <u>監査役</u>の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (2) <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第30条（招集手続） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p> <p>第31条（決議の方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	<p>第29条（選任） <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第30条（任期） (1) <u>監査役</u>の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (2) <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第31条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第32条（監査役会の招集手続） (1) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (2) <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第33条（決議の方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p data-bbox="138 158 300 179"><u>第32条（議事録）</u></p> <p data-bbox="180 183 549 284"><u>監査役会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役が記名捺印して、会社がこれを保存する。</u></p> <p data-bbox="138 313 452 334"><u>第33条（報酬および退職慰労金）</u></p> <p data-bbox="180 338 549 386">監査役の報酬額および退職慰労金は株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p data-bbox="138 415 452 436"><u>第33条の2（監査役の責任免除）</u></p> <p data-bbox="180 441 549 567">当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p data-bbox="305 596 381 617">< 新設 ></p> <p data-bbox="305 802 381 823">< 新設 ></p> <p data-bbox="305 827 381 848">< 新設 ></p> <p data-bbox="305 932 381 953">< 新設 ></p> <p data-bbox="305 1191 381 1212">< 新設 ></p>	<p data-bbox="736 158 813 179">< 削除 ></p> <p data-bbox="572 313 732 334"><u>第34条（報酬等）</u></p> <p data-bbox="613 338 982 386">監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="572 415 844 436"><u>第35条（監査役の責任免除）</u></p> <p data-bbox="591 441 982 595">(1) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="591 599 982 774">(2) 当会社は、<u>会社法第427条の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="740 802 848 823" style="text-align: center;"><u>会計監査人</u></p> <p data-bbox="572 827 710 848"><u>第36条（選任）</u></p> <p data-bbox="613 852 982 900">会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="572 932 710 953"><u>第37条（任期）</u></p> <p data-bbox="591 957 982 1055">(1) <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="591 1059 982 1157">(2) <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p data-bbox="572 1191 732 1212"><u>第38条（報酬等）</u></p> <p data-bbox="613 1216 982 1264">会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">計 算</p> <p>第34条（決算期） <u>当社の決算期は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>第35条（利益処分） <u>当社の利益金は法令に別段の定めあるもののほか、株主総会の決議により処分する。</u> < 新設 ></p> <p>第36条（株主配当金） <u>(1) 株主配当金は、毎決算期日の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</u> <u>(2) 前項の配当金はその支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u> <u>(3) 未払配当金には利息をつけない。</u></p>	<p style="text-align: center;">計 算</p> <p>第39条（事業年度） <u>当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</u></p> <p>第40条（剰余金の配当の基準日） <u>(1) 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> <u>(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第41条（配当金の除斥期間等） <u>配当金は、その交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。また、未払配当金には利息をつけない。</u> < 削除 > < 削除 ></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>会社法（平成17年法律第86号）施行日において、第11条の2を次のように改める。</u></p> <p><u>第11条の2（A種優先配当）</u></p> <p><u>(1) 当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された当会社の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき2円（以下、「A種年間優先配当額」という。）に、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ365（当該事業年度が閏年の場合には366とする。）で除して得られる割合を乗じた額の配当（以下、「A種優先配当」という。）をする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当をしたときは、かかるA種優先配当の累積額を控除した額とする。</u></p> <p><u>(2) ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対してした剰余金の配当の額がA種年間優先配当額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>(3) A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種年間優先配当額を超えて剰余金の配当をしない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>< 削除 ></u></p>

第4号議案 取締役4名選任の件

現任取締役6名は、本定時株主総会終結のときをもってその任期が満了となります。

当社は、「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」の分離を目指し、「執行役員制度」を新たに導入いたしました。

つきましては、取締役会において迅速かつ確かな意思決定が行えるよう構成員数の最適化を図るため取締役を2名減員し、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	青野英敏 (昭和25年3月24日生)	昭和47年4月 旭硝子㈱入社 平成7年7月 同社エンジニアリング部管球硝子エンジニアリンググループリーダー・担当部長 平成15年2月 同社エンジニアリングセンター企画管理グループリーダー 平成17年3月 当社専務取締役 平成18年3月 当社代表取締役社長(現在) ELNA PCB(M) SDN.BHD.代表取締役会長(現在) ELNA-SONIC SDN.BHD.代表取締役副会長(現在) 立揚電子(BVI)有限公司代表取締役副会長(現在)	18,000株
2	伊藤正雄 (昭和18年3月20日生)	昭和41年4月 当社入社 平成9年3月 当社プリント回路事業部工場統括部長 平成13年3月 当社取締役 平成13年4月 当社プリント回路事業部滋賀事業所長 平成14年3月 当社プリント回路事業部長 平成16年3月 当社常務取締役 平成19年1月 当社取締役(現在) 当社プリント回路事業本部長兼企画管理部長(現在)	17,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
3	高嶋 象一 (昭和23年11月28日生)	昭和47年4月 ㈱日本興業銀行(現、㈱みずほコーポレート銀行)入行 平成11年2月 同行日比谷支店長 平成12年8月 同行東京営業第四部長 平成14年4月 鉦研工業㈱取締役副社長 平成18年3月 日本産業パートナーズ㈱マネージングディレクター(現在) 平成18年4月 当社取締役(現在)	0株
4	安枝 太 (昭和43年11月9日生)	平成3年4月 東洋信託銀行㈱(現、三菱UFJ信託銀行㈱)入社 平成13年9月 ㈱グローバルマネジメントディレクションズ(KPMGメンバーファーム)入社 平成17年6月 日本産業パートナーズ㈱ヴァイスプレジデント(現在) 平成18年4月 当社取締役(現在)	0株

(注) 取締役候補者青野英敏氏が代表取締役役に就任しているELNA PCB(M) SDN.BHD.、ELNA-SONIC SDN.BHD.および立揚電子(BVI)有限公司は、当社と同一の部類に属する営業を行っており、当社は3社と製品等の取引関係があります。また、当社は立揚電子(BVI)有限公司に対し資金の貸付を、ELNA PCB(M) SDN.BHD.およびELNA-SONIC SDN.BHD.に対し借入保証を、それぞれ行っています。取締役候補者高嶋象一、安枝太の両氏は会社法第2条15号に定める社外取締役候補者であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役花岡秀哉氏は本定時株主総会終結の時をもってその任期が満了となり、結城正記氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。

つきましては、監査役の人員を1名減員し、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
えとう つかさ 衛藤 解 (昭和14年12月20日生)	平成6年6月 古林紙工(株)取締役 経営推進室企画部長 平成9年12月 オール・アンド・コンパニー・リミテッド取締役財務本部長 平成12年6月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)監査役 平成13年6月 (株)ソタヤオンライン常勤監査役 平成16年6月 同社退社	0株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
候補者は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
吉田 治 (昭和23年11月3日生)	昭和48年4月 旭硝子(株)入社 平成13年4月 同社化学品事業本部業務管理部長 平成14年4月 同社経営企画室統括主幹(現在)	0株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
候補者は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。

第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありましたみず監査法人（旧法人名：中央青山監査法人）につきましては、金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日までの2カ月間の業務の停止処分を受けましたことから、平成18年7月1日をもって、当社の会計監査人としての資格を一旦喪失しております。

当社は、同年7月5日開催の監査役会の決議により、一時会計監査人の職務を行うべき者として、同年7月6日付で、あずさ監査法人を一時会計監査人に選任（平成18年12月8日をもって退任）いたしました。また、監査業務について万全を期すため、業務停止期間終了後の平成18年9月1日をもって、みず監査法人を当社の一時会計監査人として追加選任いたしました。

以上の経緯により、当社の業務を熟知しているとの観点から、当社の会計監査人は、みず監査法人が適任であると考えられます。本議案につきましては、みず監査法人を、本総会終結の時をもって、当社の会計監査法人として改めて選任することをお諮りするものであります。

なお、本議案の提出にあたっては監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	みず監査法人	
事 務 所	主たる事務所 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 霞ヶ関ビル32階	
	その他の事業所 （国内）24ヶ所 （海外）26ヶ所	
沿 革	昭和43年12月 設立 昭和59年7月 クーパース・アンド・ライブランド・インターナショナルのメンバーファームになる 昭和63年7月 監査法人中央会計事務所と新光監査法人が合併して中央新光監査法人となる 平成5年7月 中央監査法人に名称を変更 平成10年7月 クーパース・アンド・ライブランド・インターナショナルとプライスウォーターハウスとの間で世界レベルでの合併が成立 平成12年4月 中央監査法人と青山監査法人が合併して中央青山監査法人となる 平成13年1月 監査法人伊東会計事務所と合併 平成18年9月 みず監査法人に名称を変更	
出 資 金	1,048百万円	
構 成 人 員 (平成18年12月末現在)	社員（公認会計士）	330名
	職員（公認会計士）	902名
	（会計士補）	429名
	（コンサルタント、その他）	788名
	計	2,449名

第8号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和60年6月17日開催の第49回定時株主総会において月額800万円以内、監査役の報酬額は月額250万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、経営機構の改革による執行役員制度の導入による取締役の減員、また、会社法の施行等により報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定めることになったことなど諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額を、従来の月額方式から年額方式に変更のうえ年額8,000万円以内に、同様に監査役の報酬額を、年額方式に変更のうえ年額2,400万円以内に改定をお願いしたいと存じます。

現在の取締役の員数は6名、監査役の員数は4名ですが、第4号議案および第5号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は4名、監査役の員数は3名となります。

第9号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成18年12月20日をもって取締役を辞任した高村勝俊氏、および、平成18年12月31日をもって取締役を辞任した水島新二、川瀬一輝の両氏、ならびに平成19年1月31日をもって取締役を辞任した及川善之氏に、また、本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任されます栗原要、大川浩靖の両氏、ならびに監査役を退任されます花岡秀哉、結城正記の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準にしたがい相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、時期、支給方法につきましては、退任取締役に対しては取締役会に、退任監査役に対しては監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと思います。と存じます。

上記各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
大川浩靖	平成15年3月 当社取締役プリント回路事業部営業統括部長 平成17年3月 当社常務取締役プリント回路事業部営業統括部長 平成19年1月 当社取締役社長付
栗原要	平成11年3月 当社取締役コンデンサ事業部技術統括部長 平成18年3月 当社常務取締役コンデンサ事業部長 平成19年1月 当社取締役コンデンサ事業本部長
及川善之	平成17年3月 当社取締役社長室副室長 平成18年3月 当社常務取締役社長室長 平成19年1月 当社取締役社長付 平成19年1月 辞任
水島新二	平成13年3月 当社取締役コンデンサ事業部生産統括部長 平成16年8月 当社取締役コンデンサ事業部生産統括部長 平成18年12月 辞任
川瀬一輝	平成16年3月 当社取締役プリント回路事業部滋賀事業所製造部長 平成18年12月 当社取締役プリント回路事業部滋賀事業所長 平成18年12月 辞任
高村勝俊	平成17年3月 当社取締役 平成18年12月 辞任
花岡秀哉	平成15年3月 当社監査役
結城正記	平成18年3月 当社監査役

以上

会場ご案内図

会場 新横浜国際ホテル・南館 2階「チャーチル」
横浜市港北区新横浜三丁目7番地8
電話 045(473)1311

もよりの駅 JR（新幹線・横浜線）新横浜駅
北口より徒歩3分
市営地下鉄新横浜駅 7番出入口より徒歩1分

会場付近略図

